

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
 発行所 京 都 府  
 政 策 法 務 課  
 電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
 印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
 電 話 (075) 441-3155

## 目 次

<p style="text-align: center;"><b>条 例</b></p> <p>○京都府議会委員会条例の一部を改正する              条例 (議会事務局) 360</p> <p style="text-align: center;"><b>告 示</b></p> <p>○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届              出区域の指定の解除 (乙訓保健所) ♪</p> <p>○公共測量の終了 (用地課) 361</p> <p>○土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ♪</p> <p>○土砂災害特別警戒区域の指定 ( ♪ ) 362</p> <p>○都市計画下水道事業の事業計画の変更認              可 (山城北土木事務所) 363</p> <p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p>○農地法に基づく利用権の設定に関する裁              定 (経営支援・担い手育成課) ♪</p> <p>○都市計画法に基づく工事完了              (建築指導課、乙訓土木事務所) 364</p>	<p style="text-align: center;"><b>公 安 委 員 会</b></p> <p>○一般競争入札の実施 364</p> <p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会</b></p> <p>○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙              人名簿に登録されている者の数 366</p> <p>○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に              登録されている者の数 ♪</p> <p>○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の              選挙人名簿に登録されている者の数 367</p> <p style="text-align: center;"><b>監 査 委 員</b></p> <p>○令和4年度に執行した監査の結果に基づき講じら              れた措置 ♪</p> <p style="text-align: center;"><b>正 誤</b></p> <p>○令和5年3月31日付け京都府公報号外第14号中 368</p>
--	---

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府議会委員会条例の一部を改正する条例(京都府条例第18号)(議会事務局)

1 改正の理由

京都府部制設置条例(平成19年京都府条例第61号)の一部改正を踏まえ、京都府議会常任委員会の審議の一層の充実を図るため、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

常任委員会の名称及び所管について、次のとおりとすることとした。(第2条関係)

名称	所管
総務・警察委員会	ア 総務部の所管及びそれに関連する事項 イ 知事直轄組織の所管及びそれに関連する事項 ウ 府公安委員会の所管及びそれに関連する事項 エ 他の常任委員会の所管に属さない事項
危機管理・健康福祉委員会	ア 危機管理部の所管及びそれに関連する事項 イ 健康福祉部の所管及びそれに関連する事項
文化生活・教育委員会	ア 文化生活部の所管及びそれに関連する事項 イ 府教育委員会の所管及びそれに関連する事項

政策環境建設委員会	ア 総合政策環境部の所管及びそれに関連する事項 イ 建設交通部の所管及びそれに関連する事項
農商工労働委員会	ア 商工労働観光部の所管及びそれに関連する事項 イ 農林水産部の所管及びそれに関連する事項

3 施行期日等

- (1) 施行期日  
令和5年6月6日
- (2) 適用期日  
令和5年5月26日

**条 例**

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月6日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第18号

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例

京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、

同条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 危機管理・健康福祉委員会 12人
  - ア 危機管理部の所管及びそれに関連する事項
  - イ 健康福祉部の所管及びそれに関連する事項
- (3) 文化生活・教育委員会 12人
  - ア 文化生活部の所管及びそれに関連する事項
  - イ 府教育委員会の所管及びそれに関連する事項
- (4) 政策環境建設委員会 12人
  - ア 総合政策環境部の所管及びそれに関連する事項
  - イ 建設交通部の所管及びそれに関連する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の京都府議会委員会条例の規定は、令和5年5月26日から適用する。

**告 示**

京都府告示第319号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称	講じられた汚染の除去等の措置
令和4年京都府告示第667号	長岡京市馬場六ノ坪25、27、28、29及び30の一部(次の図に示す部分に限る。)	六価クロム化合物	土壌汚染の除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第490号）が令和5年3月15日終了した旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
舞鶴市全域

京都府告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和4年京都府告示第686号）が令和5年4月14日終了した旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
木津川市兜台5丁目

京都府告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
渋川(新す 3001)	木津川市山城町綺田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜(新す 3002)	〃	〃	〃
峰山(新す 3003-2)	木津川市山城町平尾地区	〃	〃
鹿背山C(せ 1006-3)	〃 鹿背山地区	〃	〃
湾漂山(新そ 3023)	〃 加茂町井平尾地区	〃	〃
前山(新そ 3019-1)	〃 〃 奥畑地区	〃	〃
西ノ谷A(新そ 3019-2)	〃	〃	〃
西ノ谷B(新そ 3019-3)	〃	〃	〃
海住山境外A(新そ 3020-1)	木津川市加茂町例幣地区	〃	〃
海住山境外B(新そ 3020-2)	〃	〃	〃
金谷(新そ 3021-1)	木津川市加茂町銭司地区	〃	〃
宮小谷(新そ 3021-2)	〃	〃	〃
丑谷(新そ 3022-1)	木津川市加茂町大野地区	〃	〃
中字祢(新そ 3022-2)	〃	〃	〃
大山路A(新そ 3024)	木津川市加茂町里地区	〃	〃
仏谷A(そ 2027-2)	〃 〃 北大門地区	〃	〃
峰垣内(そ 2003-4)	〃 〃 高去地区	〃	〃

下程城 I A (そ 2005-5)	木津川市加茂町尻枝地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
縄手 A (そ 2006-2)	〃	〃	〃
浦木戸 A (新そ 3016-2)	木津川市加茂町南下手地区	〃	〃
浦木戸 B (新そ 3016-3)	〃	〃	〃
上下大 (そ 2009-6)	木津川市加茂町岩船地区	〃	〃
ガンド (新そ 3025)	〃	〃	〃
広垣外 (新そ 3017-2)	木津川市加茂町辻地区	〃	〃
上垣外 I A (そ 2024-3)	〃	〃	〃
中垣外 A (そ 2007-3)	〃	〃	〃
東谷 C (そ 2013-3)	木津川市加茂町東小上地区	〃	〃
高庭 (そ 2013-4)	〃	〃	〃
井手口 I A (そ 2011-2)	木津川市加茂町東小下地区	〃	〃
アヤゴ A (新そ 3026-1)	〃 〃 大畑地区	〃	〃
アヤゴ B (新そ 3026-2)	〃	〃	〃

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所



京都府告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
渋川 (新す 3001)	木津川市山城町綺田地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浜 (新す 3002)	〃	〃	〃	〃
峰山 (新す 3003-2)	木津川市山城町平尾地区	〃	〃	〃
鹿背山 C (せ 1006-3)	〃 鹿背山地区	〃	〃	〃
湾漂山 (新そ 3023)	〃 加茂町井平尾地区	〃	〃	〃
前山 (新そ 3019-1)	〃 〃 奥畑地区	〃	〃	〃
西ノ谷 A (新そ 3019-2)	〃	〃	〃	〃
西ノ谷 B (新そ 3019-3)	〃	〃	〃	〃
海住山境外 A (新そ 3020-1)	木津川市加茂町例幣地区	〃	〃	〃
海住山境外 B (新そ 3020-2)	〃	〃	〃	〃
金谷 (新そ 3021-1)	木津川市加茂町銭司地区	〃	〃	〃
官小谷 (新そ 3021-2)	〃	〃	〃	〃
丑谷 (新そ 3022-1)	木津川市加茂町大野地区	〃	〃	〃
中字祢 (新そ 3022-2)	〃	〃	〃	〃

大山路A(新そ3024)	木津川市加茂町里地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
仏谷A(そ2027-2)	〃 〃 北大門地区	〃	〃	〃
峰垣内(そ2003-4)	〃 〃 高去地区	〃	〃	〃
下程城IA(そ2005-5)	〃 〃 尻枝地区	〃	〃	〃
縄手A(そ2006-2)	〃	〃	〃	〃
浦木戸A(新そ3016-2)	木津川市加茂町南下手地区	〃	〃	〃
浦木戸B(新そ3016-3)	〃	〃	〃	〃
上下大(そ2009-6)	木津川市加茂町岩船地区	〃	〃	〃
ガンド(新そ3025)	〃	〃	〃	〃
広垣外(新そ3017-2)	木津川市加茂町辻地区	〃	〃	〃
上垣外IA(そ2024-3)	〃	〃	〃	〃
中垣外A(そ2007-3)	〃	〃	〃	〃
東谷C(そ2013-3)	木津川市加茂町東小上地区	〃	〃	〃
高庭(そ2013-4)	〃	〃	〃	〃
井手口IA(そ2011-2)	木津川市加茂町東小下地区	〃	〃	〃
アヤゴA(新そ3026-1)	〃 〃 大畑地区	〃	〃	〃
アヤゴB(新そ3026-2)	〃	〃	〃	〃

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所
- 3 閲覧場所 木津川市役所



京都府告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（令和2年京都府告示第240号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
久御山町

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇治都市計画下水道事業  
京都府木津川流域関連久御山町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和58年1月31日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**公 告**

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった利用権の設定に関し、次のとおり裁定した。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 利用権の設定に関する裁定の概要

利用権の設定を受ける農地			利用権の内容			
所在・地番	地目	面積	利用計画	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（年額）
舞鶴市宇富室小字西ノ前278番1	田	323.0 <sup>m<sup>2</sup></sup>	水稻を栽培する。	令 5. 7. 1	10年	円 100
〃 〃 〃 279番1	田	337.0				
〃 〃 〃 280番1	田	310.0				

2 補償金の支払の方法

利用権の始期までに京都地方法務局に補償金を供託する。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市上奈良池ノ向1の1、61、上奈良長池1の1、2の6、2の10、3の3、4の9、8の7、36の2、内里日向堂101の1、102の1、103の1、104の1、105の1、106の1、124から134まで、135の1、136の1、139の一部、140の一部、市有地（関連区域）

八幡市上奈良池ノ向7の4、9の3、上奈良長池1の6、2の7の一部、2の9、4の1の一部、8の一部、内里日向堂140の一部、141の一部、144の一部

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市鶴見区鶴見四丁目16の40  
株式会社鶴見製作所

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市神足拾貳2の3、3の3（関連区域）

長岡京市神足拾貳1の1の一部、1の2、1の3、2の1、2の2、2の4、3の2、3の4、3の5、4の2の一部、4の5、神足大張1の3、1の4、神足雲宮16の5の一部、16の6、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

東京都品川区東五反田二丁目17の1  
日本コムシス株式会社

公 安 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年6月6日

京都府警察本部長 白 井 利 明

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量  
捜査情報統合システムサーバの賃貸借 一式
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 賃貸借期間  
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
- (4) 納入場所  
京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部総務部会計課調度係  
電話075-451-9111 内線2258
- (2) 仕様書の交付場所  
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部刑事部刑事企画課



電話075-451-9111 内線4033

(3) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和5年6月6日（火）から令和5年6月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（[http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei\\_k/nyusatsu/index.html](http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html)）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 1の(1)の業務を契約期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

2の(3)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認通知

入札参加資格の確認結果は、別途通知する。

(3) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和5年6月6日（火）から令和5年6月19日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書を入手するための手段

原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係  
電話075-414-5428

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年7月19日（水）午後2時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3

京都府警察本部本館入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年7月18日（火）

(イ) 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は

認めない。

- (4) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることとはできない。  
ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札  
イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札  
ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札  
エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法  
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否  
要する。
- 6 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。
- 7 契約保証金  
免除する。
- 8 その他  
(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。  
(2) 詳細は、入札説明書による。  
(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することができる。
- 9 Summary  
(1) The nature and quantity of the product to be leased  
Lease contract for an investigative information integrated system equipment, 1 set  
(2) The time, date and place for tender  
2:00 PM Wed., 19, Jul, 2023

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters  
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

- (3) Time-limit for tender by mail  
Tue., 18, Jul, 2023
- (4) The time, date and place for the opening of tender  
2:00 PM Wed., 19, Jul, 2023  
Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters  
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan
- (5) Contact point for the notice  
Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters  
85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan  
TEL 075-451-9111 Ext.2258

---

選 挙 管 理 委 員 会

---

京都府選挙管理委員会告示第37号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月6日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

41,701人

---

京都府選挙管理委員会告示第38号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。



令和5年6月6日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

360,626人



京都府選挙管理委員会告示第39号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年6月6日

京都府選挙管理委員会  
委員長 坪内 正一

北	区	30,250人
上	京区	21,025人
左	京区	41,225人
中	京区	29,420人
東	山区	9,519人
山	科区	36,287人
下	京区	21,538人
南	区	27,158人
右	京区	53,629人
西	京区	40,298人
伏	見区	74,426人
福	知山市	20,991人
舞	鶴市	21,842人
綾	部市	9,021人
宇	治市及び久世郡	55,010人
宮	津市及び与謝郡	11,236人
亀	岡市	24,357人
城	陽市	21,175人
向	日市	15,675人
長	岡京市及び乙訓郡	27,066人
八	幡市	19,299人
京	田辺市及び綴喜郡	23,626人
京	丹後市	14,817人
南	丹市及び船井郡	12,506人
木	津川市及び相楽郡	33,613人

監 査 委 員

5年監査公表第5号

令和4年度に執行した監査の結果（令和4年10月31日から令和4年11月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月6日

京都府監査委員 四方 源太郎  
同 田 中 美貴子  
同 森 敏 行  
同 橋 本 幸 三

1 定期監査

監査の結果

【部局別】

(1) 総務部

税務課

(要望)

自動車税等の口座振替に係る領収確認書の送付について廃止を求めるもの

(措置の内容)

領収確認書の送付廃止について検討を行った。

令和5年度において、口座振替利用者に領収確認書等を送る際、令和6年度以降は当該書類の送付を廃止することを通知するとともに、府ホームページにも掲載し、周知を図り、令和6年度以降は、口座振替利用者への領収確認書、納税証明書送付を廃止することとした。

(要望)

個人事業税納付書の送付方法について改善を求めるもの

(措置の内容)

個人事業税納付書の第1期分と第2期分をまとめて送付することについて、全国の状況の確認や、必要となるシステム改修の検討を行った。

必要な改修事項が多岐に渡ることから、次期システム更新時に詳細を改めて検討し、送付方法の見直しを行うこととした。

(2) 文化スポーツ部

文教課

(指摘)

過年度補助金返還金の収入年度を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、収入年度の誤りが発生した経緯と正しい事務処理の方法について、会計事務を

行う職員全員に情報共有を行い、適切な事務処理についての共通理解を図った。

また、収入年度の誤りが発生しやすい年度末・年度初めに改めて今回の事案と正しい事務処理の方法を情報共有するとともに、決裁ルート上の職員に対しても、決裁に当たり注意すべきポイントをあらかじめ共有し、誤りを未然に防止し、早期発見できる体制を構築することとした。

(3) 健康福祉部

福知山児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和4年11月に収納を確認するとともに、所内で指摘事項を共有した。

今後は、業務発生日から間を空けず、各職員が速やかに総務事務システムに入力し、定期的に補助簿等と突合することにより、誤入力の防止を図るとともに、決裁時にも各職員の勤務実績を再度チェックし、再発防止を徹底することとした。

(4) 教育委員会

府立綾部高等学校

(指摘)

納入通知書兼相殺通知書を仰裁せず発行していたもの

(措置の内容)

監査終了後、部内会議で指摘事項の内容について周知徹底し、適切な事務処理について共通理解を図った。

今後、納入通知書兼相殺通知書を発行する際は、必ず仰裁し決裁を受けて発行するとともに、複数職員による決裁漏れの相互点検を確実にし、再発防止を徹底することとした。

正 誤

令和5年3月31日付け京都府公報号外第14号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
7	右	下から1	この告示は、令和5年4月1日から施行する。	1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。 2 この告示の施行に関し必要な経過措置は、知事が別に定める。